

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】	令和7年3月13日
【提出日】	令和7年3月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	東邦亜鉛株式会社
証券コード	5707
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エーピー・インターナショナル・セブン・ジーピー・インク（AP International VII GP, Inc.）
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	令和4年11月4日
代表者氏名	ジョシュ・エヴェレット・ナオキ・ポーター（Josh Everett Naoki Porter）
代表者役職	ディレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アドバンテッジパートナーズ 印東 徹
電話番号	03-5425-8842

## (2)【保有目的】

経営参加、中期投資及び重要提案行為等（役員構成の重要な変更等）を行うこと。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			7,814,368
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 7,814,368
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,814,368
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月13日現在)	V	34,122,547
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		22.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年3月13日	株券(A種優先 株式)	1,261,164	3.70	市場外	取得	第三者割当 (1株当たり 1,000円)
令和7年3月13日	株券(B種劣後 株式)	6,553,204	19.20	市場外	取得	第三者割当 (1株当たり 256.60円)

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズVII号の無限責任組合員であるAP International VII GP, L.P.のジェネラルパートナーとして保有しております。

提出者は、発行者との間で、発行者のA種優先株式（株式数1,261,164株。以下「本件A種優先株式」といいます。）及びB種劣後株式（株式数6,553,204株。以下「本件B種劣後株式」といい、本件A種優先株式と併せて「本件種類株式」と総称します。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、本件種類株式につき、提出者は、本件A種優先株式の発行要項の規定にかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、本件A種優先株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできないこと、本件A種優先株式の発行要項及び本件B種劣後株式の発行要項の規定にかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、本件種類株式の払込期日（2025年3月13日）から1年間経過後、最初に到来する事業年度の前日までは、普通株式対価取得請求を行うことはできないこと、本引受契約に定める一定の場合を除き、本件種類株式の転換によって交付される普通株式は、本件リファイナンス（本引受契約に定める発行者の既存借入金の残高が零となった状態又はかかる既存借入金の債権者の全てがリファイナンスが行われたと認めた状態のいずれかの状態に至ったことをいいます。）が完了するまで譲渡できないことを合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	2,942,716
上記（Y）の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるAP International VII GP, L.P.が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズVII号への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,942,716

## 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

## 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		